

三浦市子育て賃貸住宅等PFI事業審議会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、三浦市子育て賃貸住宅等PFI事業審議会条例（平成31年三浦市条例第 号）第9条に基づき、子育て賃貸住宅等PFI事業審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(学識経験者への意見聴取)

第2条 民間事業者の選定を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項の規定による総合評価一般競争入札により行う場合は、審議会の会議は、同条第4項及び第5項の規定に基づく学識経験者の意見聴取の手続を兼ねるものとする。

(招集)

第3条 会長は、審議会の会議を招集するときは、その日時、場所及び議案の内容について、あらかじめ委員に通知するものとする。

(議事録)

第4条 会長は、議事録を作成し、これを保存しなければならない。

2 議事録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開催の日時、場所及び議案
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 出席した関係者の職氏名
- (4) 議事の要旨
- (5) 前各号に定めるもののほか会長が必要と認める事項

3 議事録には、会長及び会長が指名した議事録の署名委員2人が署名するものとする。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、総務部財産管理課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。